

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部改正について

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中ウをエとし、同号イ中「工業地域（）」の次に「健康と文化の森地区及び」を加え、同号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 健康と文化の森地区の地域（市長が別に定める健康と文化の森地区的区域をいう。以下「健康と文化の森地区」という。）

第2条第5号イ中「すること（）」の次に「健康と文化の森地区、」を加え、同条に次の2号を加える。

(10)大学連携事業 健康と文化の森地区において大学等と連携し、新しい技術等による商品及びサービスの開発等、生産の効率化又は製品の付加価値の向上に関する開発等その他本市の産業の振興、地域の活性化に資する研究開発等を行う事業をいう。

(11)研究開発事業 高度な技術を製品やサービス等の開発に利用するための試験、研究開発等を行う事業をいう。

第3条第2項第1号中「新産業の森北部地区」を「健康と文化の森地区、新産業

の森北部地区」に改め、同号イ中「令和12年」を「令和16年」に改める。

第6条第1項中「認定企業等が、」の次に「健康と文化の森地区及び」を加え、「第5項から第7項」を「第8項から第10項」に改め、同条第2項中「あって、」の次に「健康と文化の森地区内におけるロボット関連事業、大学連携事業及び研究開発事業並びに新産業の森北部地区内における」を加え、同条第8項を第11項とし、第5項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の3項を加える。

5 認定企業等（中小企業等に限る。）が、健康と文化の森地区内又は新産業の森北部地区内において、企業立地等事業計画に基づき取得し、新築し、又は増築した事業所用家屋（地方税法第701条の31第1項第6号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。）であって、当該認定企業等が所有し、かつ、指定事業の用に供するものに対して課する事業所税の資産割（同項第2号の資産割をいう。以下同じ。）については、市税条例の規定にかかわらず、指定事業の用に供することとなった日の属する事業年度から7事業年度分に限り、課税を免除する。ただし、増築した事業所用家屋については、増築により増加することとなった床面積分に限る。

6 認定企業等（中小企業等に限る。）が、工業系地域内において、企業立地等事業計画に基づき取得し、新築し、又は増築した事業所用家屋であって、当該認定企業等が所有し、かつ、指定事業の用に供するものに対して課する事業所税の資産割の税率については、指定事業の用に供することとなった日の属する事業年度から5事業年度分に限り、1平方メートルにつき300円とする。ただし、増築した事業所用家屋については、増築により増加することとなった床面積分に限る。

7 前2項の規定の適用を受ける事業所用家屋のうち、次の各号に掲げる指定事業の用に供するものに対して課する事業所税の資産割の税率については、第5項の規定に基づく免除又は前項に規定する税率が適用される最終の事業年度の翌事業年度から当該各号に定める事業年度分に限り、1平方メートルにつき300円とする。

(1) 健康と文化の森地区におけるロボット関連事業、大学連携事業及び研究開発事業の用に供するもの 3事業年度

(2) 新産業の森北部地区におけるロボット関連事業の用に供するもの 3事業年度

(3) 工業系地域におけるロボット関連事業の用に供するもの 2事業年度

第7条を次のように改める。

(支援措置適用の申請)

第7条 認定企業等は、前条の支援措置の適用を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に申請しなければならない。

(1) 固定資産税及び都市計画税に係る支援措置 当該固定資産を企業立地等に係る指定事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月31日（指定事業の用に供することとなった日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月31日）

(2) 事業所税の資産割に係る支援措置 当該事業所用家屋を企業立地等に係る指定事業の用に供することとなった日から1月を経過する日

別表中 「

新産業の森北部地区
-----------

」 を 「

健康と文化の森地区
新産業の森北部地区

」 に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第3条の規定に基づき企業立地等事業計画の認定を受けている者については、この条例による改正後の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、健康と文化の森地区において大学連携事業及び研究開発事業を行う企業の誘致の推進を図るとともに、既存の支援制度を見直すため、所要の改正をする必要による。